

国立大学法人大分大学教員選考規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第48号

(趣旨等)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）に規定する国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の大学教員の任用（採用，配置換及び昇任をいう。）及び教育研究組織における配置（以下「任用等」という。）並びに選考に関し必要な事項を定める。

(任用)

第2条 大学教員の任用は、国立大学法人大分大学における教員選考の基本方針（平成16年9月15日制定）に基づき、人事会議の審議に基づく部門長の申出により、教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

(選考基準)

第3条 教員の選考に関する研究業績を始め教育能力，教育業績，学会及び社会における活動を総合的に評価するために必要な資格は、別表のとおりとする。

(派遣の要請)

第4条 部局長は、教育研究組織において、組織の維持，教育等を実施するための教員が必要となった場合は、次の各号のいずれかの会議等の審議を経て、教員人事委員会委員長が別に定める様式により、教員人事委員会委員長に教員の派遣を要請するものとする。

- (1) 教授会
- (2) 研究科委員会
- (3) グローカル感染症研究センター運営委員会
- (4) 教育マネジメント機構運営会議
- (5) 研究マネジメント機構運営会議
- (6) 地域経済社会教育開発センター運営委員会
- (7) 学術情報拠点運営会議
- (8) 地域連携プラットフォーム推進機構運営会議
- (9) 減災・復興デザイン教育研究センター運営委員会
- (10) 保健管理センター運営委員会
- (11) IRセンター運営委員会

(教員人事委員会)

第5条 教員人事委員会委員長は、前条に規定する要請があった場合は、速やかに教員人事委員会に付議し、教員の任用等の可否について審議するものとする。

- 2 教員人事委員会委員長は、前項に規定する審議の結果、教員の任用等が必要と認める場合は、教員人事委員会委員長が指名した教員組織の部門長（以下「部門長」という。）に教員の任用等の手続を行うよう通知するものとする。
- 3 次の各号に掲げる教員は、前二項に規定する審議を省略することができる。
 - (1) 退職手当が支給される教員のうち、退職手当相当額を国から予算措置されない者
 - (2) 年俸制を適用する教員のうち、国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（平成22年規程第12号）を適用する者
 - (3) 前二号に規定するもののほか、学長が必要と認める者

(選定委員会)

第6条 前条第2項に規定する通知を受けた場合は、人事会議の審議を経て、任用等する教員を推薦するための選定委員会を置く。

- 2 選定委員会の委員は、人事会議の構成員のうち5人以内とし、人事会議の審議を経て、部門

長が指名する。

3 選定委員会の議長は、互選とする。

第7条 選定委員会は、委員の3分の2の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 選定委員会の議事は、出席した者の3分の2をもって決する。

(審議の省略)

第8条 前二条の規定にかかわらず、部門長は、派遣要請があった関係部局の教員の意見を聴取の上、任用等する教員の候補者（以下「候補者」という。）を人事会議に推薦することができる。

(人事会議への付議)

第9条 部門長は、選定委員会の推薦があり、又は前条に規定する推薦を行った場合は、候補者の履歴書及び調査書を添えて、当該候補者の任用等を人事会議に付議するものとする。

2 調査書には、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康状況等の概要その他参考となる事項を記載するものとする。

(審査委員会)

第10条 人事会議が、前条の規定により推薦された者を候補者として決定したときは、当該候補者の別表に規定する資格の審査を行うため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(結果の報告)

第11条 委員会は、候補者の資格の審査結果を、人事会議に報告しなければならない。

(構成)

第12条 委員会は、部門長を含む5人以上の委員で構成する。

2 委員会の委員は、人事会議の審議に基づき、部門長が指名する。

3 委員会の議長は部門長とし、部門長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ部門長が指名した者が、その職務を代理する。

第13条 委員会の議事については、第7条の規定を準用する。

第14条 委員会は、審査のため特に必要と認めたときは、学外の専門家に参考意見を求め、又は調査を依頼することができる。

第15条 助手の任用及び大学設置審議会の資格審査に合格した者を当該職階に任用する場合については、委員会における審査を省略することができる。

(人事会議における候補者の決定)

第16条 人事会議は、第11条に規定する報告に基づき、審査の結果を審議し、候補者を決定する。

2 前項に規定する候補者の決定は、国立大学法人大分大学人事会議規程（平成28年規程第63号）第5条第3項の規定により、出席した者の3分の2で決する。

(教育研究評議会における選考)

第17条 教育研究評議会は、人事会議の選考に基づき、候補者の任用について審議する。

(雑則)

第18条 国立大学法人大分大学非常勤職員任免規程（平成16年規程第34号）第4条に規定する寄附講座教員、寄附研究部門教員及び非常勤講師の選考については、この規程を準用する。この場合において、第10条に規定する審査は、省略することができる。

第19条 この規程に定めるもののほか、教員選考に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日の前日から引き続き在職する大学教員は、この規程に基づいて選考されたものとする。
- 3 この規程の施行日前において大分大学教員選考規則（平成15年規則第38号）により選考され、施行日以後に法人に採用される大学教員は、この規程に基づいて選考されたものとする。

附 則（平成21年規程第43号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年規程第69号）

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に開始した総合科学研究支援センター教員の選考については、第2条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成24年規程第56号）

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附 則（平成27年規程第22号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第68号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第81号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第33号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第32号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第13号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第40号）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第35号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(教授の資格) 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者 (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
(准教授の資格) 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 (1) 教授の資格のいずれかに該当する者 (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者 (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者 (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(講師の資格) 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 教授の資格又は准教授の資格に規定する教授又は准教授となることのできる者 (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
(助教の資格) 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 (1) 教授の資格又は准教授の資格のいずれかに該当する者 (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格) 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者 (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者